

平成25年3月25日

平成25年(行コ)第89号 保有個人情報開示処分取消等請求事件

控 訴 人 宮 部 龍 彦

被 控 訴 人 国(処分行政庁 大阪法務局長)

控 訴 理 由 書

東京高等裁判所 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

控訴人の控訴理由は、以下のとおりである。

第1 大阪市同和地区一覧の開示が同和地区の住民や出身者に対する差別を助長するため、行政機関個人情報保護法14条2号後段に該当するという原判決の誤り

1 「50年のあゆみ」に掲載された情報の真実性についての齟齬

原判決では「50年の歩み」と表記されている本であるが、正しい表記は「50年のあゆみ」である。

原判決ではこれに掲載された同和地区一覧について「真実であるか否かにかかわらず」「同和地区の住民や出身者に対するいわれなき差別を助長するおそれのある情報ということができる」(P16)と判断しているが、真実でなければそもそも「同和地区の住民や出身者に対するいわれなき差別」を問題にする必要はないため、矛盾した判決理由である。

「50年のあゆみ」にある大阪市内の浪速、加島、南方、日之出、飛鳥、生江、両国、浅香、住吉、矢田、平野、西成の各地区(以降「12地区」という)が大阪市により同和地区としての指定がされていたことは真実である。原判決は同和地区を特定しない配慮をしていると考えられるが、これは客観的に見ても「白々しい」と言わざるを得ない。大阪市の同和地区名は「50年のあゆみ」に限らず、大阪市行政や関係団体により繰り返し公にされているからである。

2 大阪市の同和地区一覧は大阪市行政自らが繰り返し公表していること

「大阪市の同和事業」（甲24号証）は昭和33，43，38，37年度版が国立国会図書館に所蔵されており，その中で繰り返し大阪市内の同和地区名が列挙されている。

「大阪市同和事業史」（甲24の1，甲24の2号証）は昭和43年3月に大阪市同和対策部（当時）が1冊1000円で出版頒布したものに続編を加え，昭和54年3月に同部により復刻出版されたものである。奥付の発行所には「大阪市同和対策部 大阪市北区中之島一丁目 大阪市役所内」と書かれている。序文として当時の中島馨大阪市長が「この著述が広く大勢の人々に読まれ，同和事業の推進に寄与されるよう切望いたします」と述べている。また，末尾には「復刻にあたって」として「（昭和43年3月版の）発行部数が僅少であり，今なお本書の活用を望まれる各方面の方々にも入手が困難となり，その復刻が強く望まれてきたところであります」と当時の大阪市同和対策部長が復刻の理由を述べている。続編では当時の大島靖大阪市長が「部落地名総鑑事件」にみられますように，今なお厳しい部落差別は跡を絶ちません」と述べている。従って，本書は昭和50年に部落地名総鑑事件があったことを認識した上で，大阪市が行政として，多くの人に読まれるために出版頒布したものであることは疑いない。

復刻版の中表紙には12地区と中津，舟場（この2地区は昭和43年当時は同和地区として扱われていたが，後の同和対策特措法の対象とされなかった）の場所を示した地図が印刷され，本文中に繰り返し大阪市の同和地区名一覧が掲載されている。140，141ページには大阪府内の同和地区名が列挙され，258ページでは地図上に図示されている。242，243ページには当時の厚生省により指定された全国の同和対策モデル地区の地名が一覧としてまとめられている。

なお，写しの原本は控訴人が古書店で購入したものであるが，復刻版と続編は大阪市立図書館で貸し出されており，昭和43年版は国立国会図書館で電子化資料となっているので，国立国会図書館内の端末で閲覧・複写申込みでき

る。

「50年のあゆみ」にある12地区の情報は「大阪市同和事業史」の情報と一致しているから、このことから、原判決が不開示とした本件地区情報が真実であることは疑いがない。

これらは大阪市が組織的に公表した情報であるから、同じ情報を大阪法務局長が控訴人に開示することで新たに同和地区の住民や出身者に対する差別を助長することはあり得ない。

- 3 インターネット上の学術論文にも大阪市の同和地区名を列挙されていること
- 大阪市の同和地区名は当然のように明らかにされてきたものであり、これは書籍に限らない。例えば学術論文でも同和地区名が列挙され、例えば以下のアドレスで大阪教育大学が公開している論文がある（甲26号証「大阪市における同和教育の歴史的研究」）。

http://ir.lib.osaka-kyoiku.ac.jp/dspace/bitstream/123456789/10733/1/KJ4_2603_117.pdf

- 4 同和地区にあり、同和地区名を冠した施設や運動団体の支部名が公表されていること

また、大阪市の12地区には平成20年まで人権文化センターが設置されていた。これが同和対策目的で同和地区に設置されたものであることは大阪市が以下のアドレスで公表している（甲27号証「人権文化センターについて」）。

http://www.city.osaka.lg.jp/seisakukikakushitsu/cmsfiles/contents/0000004/4595/20060810_08.pdf

これらの施設は地方自治法244条の公の施設であるから、設置目的、名称、位置が大阪市立人権文化センター条例（甲28号証）により公布されていた。さらに、平成12年までは「大阪市同和地区解放会館」という、まさにそのままの名称であり（甲29号証）、それらの施設が設置された場所が同和地区であることはもっと明白であった。

同和問題の解決を目的とする任意団体である部落解放同盟大阪府連合会は12地区の全てで支部を結成しており、それぞれの支部が同和地区解放会館と対応関係にあり、その事実も公言されていた。「大阪府解連協10年のあゆみ」（甲30号証）の242ページの表から明らかな通り、大阪市内の解放同盟支部名は同和地区名を冠している。

さらに、同和地区名を冠した支部名は幾度と無く公言されている。例えば大阪府同和事業促進協議会が出版頒布した「地域からの発信 99年度地域啓発交流支援事業事例集大阪府同和事業促進協議会」（甲31号証）には大阪府内の解放同盟支部名が大活字で明記されている。

書籍のみならず、インターネット上でも支部名は公言され、例えば以下のアドレスで見ることができる（甲32号証「リバティおおさか存続を求める署名」）

<http://www.bekkoame.ne.jp/ro/jinken/libertyA4.pdf>

以上のことから明らかなとおり、12地区が同和地区であることを主張することで同和行政の対象とし、そのことで同和地区の環境を改善し、差別を解消しようとしてきたのが大阪市の歴史であり、同和地区を公にすることが差別を助長するとした原判決の判断は、歴史的な経緯と真実を無視したものである。

5 同和地区に住んでいるかどうかは個人の属性や人格とは無関係であること

原判決は「電話帳等の他の情報と照合することにより」「特定の個人を識別することも可能であるから、控訴人が主張するような「集団」にとどまるものとはいえないことは明らかである」（P17）と述べるが、憲法22条1項により、誰が同和地区に住むのも出て行くのも自由である。原則として誰でも自由に出入りできるような地域名のようなものが個人に関する情報と言えるなら、行政区画名や公営住宅名のような情報も個人に関する情報と言えることになる。

もし同和地区に限って個人に関する情報と言うのであれば、同和地区に関わることで何かしら属性ないしは身分がついてまわるか、同和地区に住むことが

その人の人格に関連するということでは説明がつかない。このことについて原判決は「当該地区の住民又はその出身者の人格権その他の権利利益を著しく害するおそれのある情報」「同和問題は、特定の地区の住民又は出身者であることをもっていわれなき差別の対象とされるものである」という。

この事実認定が認められるなら、不動産業者が同和地区の物件を顧客に紹介するのを避けるような行為も、親戚が同和地区に住むことを止めさせるような行為も、要は「権利利益を著しく害するおそれがある」ような場所に住まわせないように配慮しているということになるし、行政や司法が「権利利益を著しく害するおそれがある」と認定するような場所なら、知りたくなるし避けたくなるのが当然である。また、わざわざそのような所に住んでいる人はどのような人なのだろうと、疑念を抱かせることになる。

原判決は乙2ないし乙5号証により「同和問題は、特定の地区の住民又は出身者であることをもっていわれなき差別の対象とされるものである」と認定しているが、これらの証拠は、いずれも漠然とした同和地区全体への印象に基づいたものに過ぎず、具体性がない。要は「全国的に同和地区というのはこのようなものだから、大阪市の同和地区も全てそのようなものだろう」という偏見に基づいた判断である。

そもそも、どうして「同和地区に住んでも問題ない」と言えないのか。これは、大阪市の同和地区の名称や位置が公然のものであるという事実がありながら、形だけの秘密を貫いて単に処分庁の体面を守るために、「当該地区の住民又はその出身者の人格権その他の権利利益を著しく害するおそれのある情報」「同和問題は、特定の地区の住民又は出身者であることをもっていわれなき差別の対象とされるものである」という理由を後付けするために過ぎない。これは12地区の住民や出身者を差別から守ることになっておらず、むしろ特殊な差別対象であるという、偏見を公然と認定しただけである。

6 控訴人による請求と、ブログの運営を混同していること

原判決は「国立国会図書館等で50年の歩み等を閲覧・謄写するためには、

基本的に同図書館などに赴く必要があり」「インターネット上で誰もその情報を閲覧し得る状態に置かれている場合とは情報へのアクセスの容易さが質的に異なる」(P18)と述べる。

しかし、控訴人が処分庁に求めているのは、行政機関個人情報保護法に基づく部分開示処分の取消と、控訴人に対する本件地区情報の開示であって、処分庁がインターネット上に情報を掲載することまで求めていない。原判決は、控訴人の請求内容と、控訴人がインターネット上でブログを運営している事実とを混同している。

控訴人は国立国会図書館に赴いて「50年のあゆみ」を閲覧・謄写したのであるし、大阪法務局に赴いて個人情報の開示を請求したのである。インターネット云々であるとかアクセスの容易さといったことは、その後に控訴人が個人の責任において行う行為の結果に過ぎない。

その点を別にしたとしても、原判決は「部落差別に使われることを目的とした部落地名総鑑であっても、印刷物を閲覧謄写させるのはよいが、インターネット上で見せるのはだめだ」と言っているようなもので、全く的はずれなものである。

なお、控訴人によらずとも、大阪市の同和地区の地名はインターネット上でも学術論文や部落解放同盟の支部名等として見ることは前述のとおりである。

7 処分に伴って付記される情報の影響の評価を誤っていること

原判決は控訴人が「大阪法務局長から開示された情報であることを付記した形で本件地区情報を本件ブログ上に掲載する可能性は極めて高く」「同和地区の住民や出身者に対するいわれなき差別を助長するおそれの高い行為である」(P19)と述べる。

本件地区情報は控訴人が既に知っているにとどまらず、大阪市により公表された情報なのだから、情報公開・個人情報公開審査会答申(甲11号証)と同様の判断により、処分庁が控訴人に個別的に開示したという事実が公になった

からと言って、同和地区の住民や出身者が差別されるとは言えない。

むしろ原判決の通りであれば、同和地区の場所が分かると「権利利益を著しく害する」であるとか、「同和地区の住民又は出身者であることをもっていわれなき差別の対象とされるものである」という情報を、控訴人が大阪市内の同和地区一覧に付記した形でブログ上に掲載せざるを得ない。従って、原判決自体が同和地区の住民や出身者に対する偏見を助長する情報である。

8 法務局の不利益に比べて控訴人の利益は小さいとした判断の誤り

原判決は「本件情報を知る原告の利益は小さいと考えるのに対し」「人権擁護機関を有する法務局の同和問題解決に関する国民の信頼を失墜させるおそれがあるなど、開示されることの不利益は大きい」(P19)と述べる。

しかし、個人情報の開示制度は具体的な手続きによって情報の開示を受ける権利を法律により国民に保証しているものである。一方、大阪法務局長が本件情報を取得したのは訓令によるものである。法律により保証された国民の権利と、訓令による行政内部の単なる事務手続きであれば、前者のほうがより重要である。

また、東近江市が結果的に同和地区の場所を公開することになった裁判例があるが（大津地方裁判所平成21年（行ウ）第16号平成22年4月13日判決言渡）、むしろこれで議論の歪みが解消され、東近江市の同和問題解決に関する市民の信頼を失墜させるようなことはなかった。

9 本件地区情報は法令または慣習により公開されたものであること

原判決は本件地区情報は、「国立国会図書館等で閲覧・謄写をすることができるから直ちに「法令の規定により又は慣行として」知ることができる情報に当たることができない」(P20)と述べる。

しかし、これは行政機関個人情報保護法14条2号イの解釈の誤りで、情報公開・個人情報公開審査会答申（甲11号証）の判断のとおり、行政機関個人情報保護法が個別的開示を前提としている以上、控訴人本人が知り得ていればそれで足りることである。

それだけでなく、「50年のあゆみ」を発刊した団体は大阪市の外郭団体であるし、大阪府の同和地区一覧を掲載した「大阪の同和事業と解放運動」（甲15号証）は当時の大阪府知事が読むことを推奨したものである。さらに、甲24号証、甲25の1号証、甲25の2号証にある通り、大阪市が行政として繰り返し同和地区名一覧を出版頒布しているし、事実上の同和地区所在地一覧を甲28号証や甲29号証に見られるような条例として公布している。このような状況で、大阪市において同和地区一覧が慣行として秘匿されているとは誰も信じる事ができない。むしろ、大阪市では同和地区一覧が慣行として公表されてきた。

以上のとおり、本件地区情報が行政機関個人情報保護法14条2号後段にあたると判断した原判決は相当でない。

第2 本件地区情報の開示が法務省の人権擁護機関の事務事業に支障をきたし、行政機関個人情報保護法14条7号柱書に該当するとした原判決の誤り。

1 事実と法律についての誤解を理由とするのは、事実と法律による判断ではないこと

原判決は、本件情報を開示したことが明らかになれば「大阪法務局長が結果的に差別行為に加担したとの誤解を国民に与え」「部落地名総鑑事件と同様の問題が発生しても、任意の提出や自主廃棄等の協力を受けることができない事態が生じる」（P23）と述べる。

しかし、国民の誤解を理由にするのであれば、それはもはや事実による判断でも法律による判断でもない。「50年のあゆみ」が大阪市や部落解放同盟の関連団体により出版されたものであること、個人情報の開示制度は個別的開示であることを説明すれば誤解は生じない。そのことを説明できないのであれば、それは処分庁自身の問題である。

なお、任意の提出や自主廃棄等の協力を受けることができない事態は既に生じているため、本件地区情報を開示するかどうかとはもはや無関係である。現に控訴人は絶対に応じるつもりはないし、今回の事案においてF C 2社は応じ

なかったし、同様の事案でGoogle社も応じていない（甲33号証）。
「過去に日本で特別な福祉行政が行われた地域を公言することを取り締まれ」というようなことは、情報が世界に開かれている現在において、普遍的に通用することではない。

少なくとも大阪市に関して言えば、昭和50年の部落地名総鑑事件の後も大阪市行政や部落解放同盟関係団体が、同和地区名が列挙された書籍を幾度と無く出版頒布したため、各地の図書館に所蔵され、古書店などで流通している状態である。それらを全て焚書することは不可能である。今の時代に（過去も同様だが）、図書館や書店に提出や自主廃棄を求めることはできない。

なお、部落地名総鑑事件は同和対策事業の全盛期という社会的な背景があったもので、現在では起こり得ないものである。いわゆる部落地名総鑑を買った企業により結成された大阪同和問題企業連絡会（事務局は大阪府役所内にあった）が出版した「足跡 この十年」（甲34号証）から当時の様子を伺える。174, 175ページには糾弾会が「二泊三日のぶっ通し」であったことや、職業安定所の職員が糾弾された企業に向かって「アホォ」と言ったといった記述があり、まず現在はあり得ないことである。

また191から193ページには、当時見つかった様々な部落地名総鑑のうち「第四の部落地名総鑑」について、「あれは地名総鑑ではないんでしょうねえ」という意見があったこと、「その名簿は解放同盟が行政側に出した文書が流れて“第四の地名総鑑”の中に入っているわけやな。だから、行政側から出た文書だからヤイヤイいわれることはないやないかという理屈なんだ」「そんなこと行ったら“第一”も“第二”も“第三”も、源をたどれば、みんな行政側から出た資料を使って作られた」という記述がある。239から245ページには第四の部落地名総鑑の内容がどのようなものか説明されているが、同和地区に関するものは、部落解放同盟の役員、組織、大阪府下の全部落の戸数、人口が書かれたものである。ということは、要は「第四の部落地名総鑑」は甲15号証や甲25の1号証、甲30号証と大差ないものである。

228から248ページには部落地名総鑑の売り込みチラシの内容があるが、昭和49年に部落解放同盟員が八鹿高校の教職員を監禁・暴行して48名の負傷者が出た、いわゆる「八鹿高校事件」を背景として、過激派対策として売り込まれたことが伺える。

以上の通り、当時の業者が部落地名総鑑と銘打ったものを出版できたのは行政が公表した資料があったからであり、それらを企業が購入したのは運動団体の行き過ぎた行為があったからである。従って行政や運動団体にも大きな責任があり、企業側も悪意だけでなく無知に付け込まれたという面もあるのに、それが顧みられることはなかった。

2 人権擁護機関が行った措置が憲法21条に反しないとした原判決の誤り

原判決は「法務省の人権擁護機関が原告に対してした本件規程に基づく措置は、いずれも公共の福祉の観点から正当性を有することは明らか」（P24）と述べる。

しかし、同和事業について重要な事実を述べることは、控訴人にとっての真理の追求や、思想信条の根幹を成すものであって、処分庁の措置に従うことは受け入れられない。公共の福祉は、国民相互の権利の調整に係る概念であるが、本件については実質的に「処分庁のメンツ」という事以外に何もない。また、行政機関が国民たる控訴人の権利を制限するのであれば法律の根拠を要すべきであるが、本件ではそれさえない。

また、前述の通り、特に大阪市の場合は同和地区名一覧が行政文書や同和問題に係る書籍に繰り返し掲載されてきたという経緯があり、それらを全て隠匿しなければならないのであれば、大阪市の福祉行政について研究したり、議論をしたりすることが出来ない。

もし、印刷出版物に対して処分庁が同様の事を行えばこれは間違いなく検閲であって、許されないことである。原判決は、控訴人が出版社ではなく個人であるから、あるいは掲載された媒体が印刷物ではなくインターネット上のブログであるからと蔑視し、控訴人の権利を軽視したものである。

また、部落解放運動団体を名乗れば、同和地区名を公言しても事実上何ら咎められることはない。控訴人は以下のアドレスに「全国部落解放協議会」として大阪市の同和地区一覧を掲載して2年近く経過しているが、誰かに削除されようとしたことすらない。

<http://blog.goo.ne.jp/zenkokukyo/e/983bdfa4ae57a46ddd3245070a4eed54>

部落解放運動団体も様々であって、何らかの不正な利益を求めるわけでもなく平穩に運動をしている限りは、どれが本物でどれが偽物だと決めつけられるものではなく、公権力が介入できるものではない。控訴人のようにある種の皮肉をもって「おかしいことをおかしい」と主張するのも自由なことである。だから、誰かが同和地区の場所を公言したからといって、法務省の人権擁護機関が削除をさせようという試みは、その論理からして完全に破綻している。

既に行政により公になっている情報を、政策や立法について批評するために使うことは自由である。その議論に行政が介入し、都合が悪いからと言って「黙れ」と言うことは、議論を歪めることである。殊に大阪市の同和地区名については公にされている以上、それを名目上秘密のものにすることは、いつまでも白々しい議論を続けるということであって、むしろ同和問題の解決に反することである。

同和地区名を公言することが直ちに悪であると決めつけられているようであるが、企業がいわゆる「えせ同和」のようなものに付け込まれないためには、正しい事実を知ることが必要である。また、同和地区名を文字通り公然のものとしておけば、部落地名総鑑のようなものを売って不正な利益を得るような余地はなくなる。

そして、行政にとっては情報公開制度等の枠組みから言えば、情報を非公開とするためには理由を説明しなければならず、同和地区に関しては言わば「嫌らしい説明」をせざるを得ず、しかもそれが形式だけの非公開であるなら、同和地区に対する偏見を解消するにはむしろ逆効果である。最初から公のものにすれば、そのような弊害は起こり得ない。過去から現代に至るまで、地域を

ベースとして歴史や政策を議論することは同和問題に限らないのだから，他の問題と同様に同和問題も扱えばよいだけのことである。

以上のとおり，本件地区情報は行政機関個人情報保護法 14 条 7 号柱書には該当しない。

第3 結び

以上の通り，原判決は違法なものである。控訴審においては，真実と法律に基づいた誠実な判断を望む。

平成25年3月25日

平成25年(行コ)第89号 公文書不開示処分取消等請求控訴事件

控 訴 人 宮 部 龍 彦

被 控 訴 人 国(処分行政庁 大阪法務局長)

証 拠 説 明 書

大阪高等裁判所 御中

控 訴 人 宮 部 龍 彦

号 証 標	目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲24	大阪市の同和事業昭和44年度	写し	S44	大阪市同和対策部	大阪市の公開の行政文書に同和地区名が列挙されていること
甲25の1	大阪市同和事業史(復刻)	写し	S54.3.31	大阪市同和対策部	大阪市および大阪府の同和地区名一覧とそれらを地図上に図示したものを大阪市が2度出版頒布したこと
甲25の2	大阪市同和事業史(続編)	写し	S54.3.31	大阪市同和対策部	大阪市の同和地区一覧を大阪市が出版頒布したこと
甲26	大阪市における同和教育の歴史的研究	写し	S52.8.31	中野陸夫	インターネットで公開されている学術論文に当然のように大阪市の同和地区名が列挙されていること
甲27	人権文化センターについて	写し	H18.9.4	大阪市	大阪市内にあった人権文化センターが同和地区に設置されていたこと
甲28	大阪市立人権文化センター条例	写し	H12.4	大阪市	同和地区に設置された人権文化センターの位置が条例として公布されていたこと

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲 2 9	大阪市同和地区解放会館条例 （「大阪府解連協設立20年の歩み」に掲載されたもの）	写し	S52.9.29	大阪市	大阪市には同和地区解放会館があり，その名称と位置が条例で公布されていたこと
甲 3 0	大阪府解連協設立10年のあゆみ	写し	S56.11.26	大阪府解放会館連絡協議会	大阪府の解放会館と各同和地区で結成された部落解放同盟支部と対応関係にあり，大阪市内の部落解放同盟支部は全て同和地区名を冠しており，さらにそのことがリストとして出版頒布されていたこと
甲 3 1	地域からの発信 99年度地域啓発交流支援事業事例集大阪府同和事業促進協議会	写し	H12	大阪府同和事業促進協議会	同和地区名を冠した部落解放同盟支部の名称が出版頒布されていること
甲 3 2	リバティおおさか存続を求める署名	写し	H24.7.15	リバティおおさかの灯を消すな全国ネット	インターネット上でも同和地区名を冠した部落解放同盟支部の名称が繰り返し公開されていること
甲 3 3	インターネット上の人権侵害への対応状況	写し	H24.1.16	鳥取県	Google社は同和地区一覧の削除には応じていないこと
甲 3 4	足跡 この十年	写し	S63.2.22	大阪同和問題企業連絡会（事務局：大阪府企画調整部同和对策室指導課）	部落地名総鑑事件のようなことは再度起こり得ないこと

号	証	標	目	原本/写し	作成年月日	作成者	立証趣旨
甲35		全国部落解放協議会		写し	H22.6.7	控訴人	部落解放運動団体を名乗れば、日本国内のブログでも堂々と同和地区一覧を載せられること